

佐賀県監査委員告示第3号

佐賀県代表監査委員規程（昭和39年佐賀県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月27日

佐賀県代表監査委員 池 田 巧

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（事務の委任等）</p> <p>第5条 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、引き続き3日以内の特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（事務の委任等）</p> <p>第5条 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、引き続き3日以内の特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）<u>、介護部分休暇</u>及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この告示は、平成29年1月1日から施行する。